

# 農産物の残留農薬検査結果（令和3年11月）

食品中に残留する農薬等が、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は農薬等について残留基準を設定しています。当所では、横浜市内に流通する農産物等に残留する農薬の検査を行っています。

今回は、令和3年11月に健康福祉局食品専門監視班が収去した市内産農産物(だいこんの根4検体、キャベツ2検体、きゅうり及びほうれんそう各1検体の計8検体)の検査結果を報告します。

検査の結果を表1に示しました。きゅうり及びほうれんそう各1検体から6項目の農薬が検出されました。きゅうりについては、アセフェート及びメタミドホスの2項目がそれぞれ0.36ppm、0.03ppm検出され、残留農薬の規格基準値(アセフェート:0.1ppm、メタミドホス: 0.02ppm)を超過していました。その他のものは、残留農薬の規格基準値を超えるものではありませんでした。

アセフェートはきゅうりへの使用は認められていないため、誤って使用または混入した、もしくは近隣の農産物に使用したものが飛散して付着した等の可能性が考えられます。メタミドホスはアセフェートが植物体内で代謝されて生成される場合があり、アセフェートが使用されたため検出されたと考えられます。

検査項目及び検出限界については表2に示しました。

表1 市内産農産物の残留農薬検査結果

(令和3年11月)

農産物	検査検体数	農薬検出検体数	検出農薬名	検出値(ppm)	基準値(ppm)
きゅうり	1	1	アセタミプリド	0.04	2
			アセフェート	<u>0.36</u>	0.1
			クロルフェナピル	0.03	0.5
			メタミドホス	<u>0.03</u>	0.02
キャベツ	2				
だいこんの根	4				
ほうれんそう	1	1	シアゾファミド	0.19	25
			テフルトリン	0.06	0.5

注) 下線があるものは基準値を超えて検出されたもの

表2 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出限界(ppm)	農産物				農薬名	検出限界(ppm)	農産物			
		A	B	C	D			A	B	C	D
BHC(α、β、γ及びδの和)	0.005	○	—	—	—	エンドスルファン(α及びβの和)	0.005	○	○	○	○
DDT(DDE、DDD、DDTの和)*	0.005	○	○	○	○	エンドリン	0.005	○	○	○	○
EPN	0.01	○	○	○	○	オキサミル	0.01	○	○	○	○
アクリナトリン	0.01	○	○	○	○	カルバリル	0.01	○	○	○	○
アセタミプリド	0.01	○	○	○	○	カルプロパミド	0.01	○	○	○	○
アセフェート	0.01	—	—	○	—	クミルロン	0.01	○	○	○	○
アゾキシストロビン	0.01	○	○	○	○	クレソキシムメチル	0.01	○	○	○	○
アラクロール	0.01	○	○	○	—	クロチアニジン	0.01	○	○	○	○
アルドリン及びディルドリン	0.005	○	—	○	—	クロマフェノジド	0.01	○	○	○	○
イソキサチオン	0.01	—	○	○	○	クロルピリホス	0.01	○	○	○	○
イミダクロプリド	0.01	○	○	○	○	クロルピリホスメチル	0.01	○	○	○	○
インドキサカルブ	0.01	○	○	○	○	クロルフェナピル	0.01	○	○	○	○
エトキサゾール	0.01	○	○	○	○	クロルプロファム	0.01	○	○	○	○
エトフェンプロックス	0.01	○	○	○	○	クロロクスロン	0.01	○	○	○	○
エボキシコナゾール	0.01	○	○	○	○	シアゾファミド	0.01	○	○	○	○

脚注は2頁を参照

表2(続き) 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物				農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物			
		A	B	C	D			A	B	C	D
シアノフェンホス	0.01	○	○	○	○	フェンクロルホス	0.01	○	○	○	○
シアノホス	0.01	○	○	○	○	フェンスルホチオン	0.01	○	○	○	○
ジエトフェンカルブ	0.01	○	○	○	○	フェントエート	0.01	○	○	○	○
ジコホール	0.01	○	○	○	○	フェンバレレート	0.01	○	○	○	○
シハロトリン	0.01	○	○	○	○	フェンピロキシメート	0.01	○	○	○	○
ジフェノコナゾール	0.01	○	○	○	○	フェンブコナゾール	0.01	○	○	○	○
シフルトリン	0.01	○	○	○	○	フェンプロパトリン	0.01	○	○	○	○
シフルフェナミド	0.01	○	○	○	○	フサライド	0.01	○	○	○	○
シプロコナゾール	0.01	○	○	○	○	ブタフェナシル	0.01	○	○	○	○
シペルメトリン	0.01	○	○	○	○	ブプロフェジン	0.01	○	○	○	○
ジメエート	0.01	○	○	○	○	フルジオキソニル	0.01	○	○	○	○
ジメモルフ	0.01	○	○	○	○	フルシトリネート	0.01	○	○	○	○
シラフルオフェン	0.01	○	○	○	○	フルトラニル	0.01	○	○	○	○
ダイアジノン	0.01	○	○	○	○	フルバリネート	0.01	○	○	○	○
ダイムロン	0.01	○	○	○	○	フルフェノクスロン	0.01	○	○	○	○
チアクロプリド	0.01	○	○	○	○	フルリドン	0.01	○	○	○	○
チアメキサム	0.01	○	—	○	○	プロシミドン	0.01	○	○	○	○
テトラコナゾール	0.01	○	○	○	○	プロチオホス	0.01	○	○	○	○
テブコナゾール	0.01	○	○	○	○	プロパホス	0.01	○	○	○	○
テブフェノジド	0.01	○	○	○	○	プロピコナゾール	0.01	○	○	○	○
テブフェンピラド	0.01	○	○	○	○	プロピザミド	0.01	○	○	○	○
テフルトリン	0.01	○	○	○	○	プロモプロピレート	0.01	○	○	○	○
トリアゾホス	0.01	○	○	○	○	ヘキサコナゾール	0.01	○	○	○	○
トリコナゾール	0.01	○	○	—	○	ヘプタクロル(ポキシを含む)	0.005	○	—	—	—
トリフルラリン	0.01	○	—	—	—	ペルメトリン	0.01	○	○	○	○
トリフロキシストロビン	0.01	○	○	○	○	ペンコナゾール	0.01	○	○	○	○
トルクロホスメチル	0.01	○	○	○	○	ペンシクロン	0.01	○	○	○	○
トルフェンピラド	0.01	○	○	○	○	ベンゾフェナップ	0.01	○	○	○	○
ノバルロン	0.01	○	○	○	○	ベンダイオカルブ	0.01	○	○	○	○
パラチオン	0.01	○	○	○	○	ボスカリド	0.01	○	○	—	—
パラチオンメチル	0.01	○	○	○	○	ホスチアゼート	0.01	○	○	○	○
ビフェントリン	0.01	○	○	○	○	マラチオン	0.01	○	○	○	○
ピリダベン	0.01	○	○	○	○	マイクロブタニル	0.01	○	○	○	○
ピリプロキシフェン	0.01	○	○	○	○	メタミドホス	0.01	—	—	○	—
ピリミカーブ	0.01	○	○	○	○	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	○	○	○	○
ピリミノバックメチル	0.01	○	○	○	○	メチダチオン	0.01	○	○	○	○
ピリミホスメチル	0.01	○	○	○	○	メキシフェノジド	0.01	○	○	○	○
ファモキサドン	0.01	○	○	○	○	メトラクロール	0.01	○	○	○	○
フィプロニル	0.002	○	○	○	○	リニュロン	0.01	○	○	○	○
フェナリモル	0.01	○	○	○	○	リンデン( $\gamma$ -BHC)	0.005	○	○	○	—
フェントロチオン	0.01	○	○	○	○	ルフエヌロン	0.01	○	○	○	○
フェノブカルブ	0.01	○	○	○	○	レナシル	0.01	○	○	○	○

農産物の種類 A:ほうれんそう、B:キャベツ、C: きゅうり、D: だいこんの根

○:実施、—:実施せず

\*DDTは $p,p'$ -DDE、 $p,p'$ -DDD、 $o,p'$ -DDT及び $p,p'$ -DDTの和

## 【農薬解説】

### アセフェート

『オルトラン』、『ジェイエース』等の商品名で販売されている有機リン系殺虫剤で、野菜、豆類、果樹等に使用されます。アブラムシ等の吸汁性、ヨトウムシ等の食害性の広範囲の害虫に対して効果を示す浸透性殺虫剤です。

キャベツ、はくさい、レタス、ばれいしょ等の農産物に適用がありますが、きゅうりには適用はありません。

アセフェートの許容一日摂取量(ADI) \*は0.0024mg/kg/日で、体重50kgの人が今回検出されたきゅうりを一生涯毎日333g食べ続けても、健康への悪影響はありません。

### メタミドホス

メタミドホスは有機リン系殺虫剤で、日本では登録はなく、農薬取締法に基づき国内における製造・輸入・使用は禁止されています。一方、海外ではアメリカ、カナダ、オーストラリア等で一部農産物において使用が認められています。また、国内で使用が認められているアセフェートが植物・動物体内で代謝されてもメタミドホスが生じることが知られており、今回のように国産の農産物から検出されることもあります。

メタミドホスのADIは0.00056mg/kg/日で、体重50kgの人が今回検出されたきゅうりを一生涯毎日933g食べ続けても、健康への悪影響はありません。

\*許容一日摂取量(ADI: Acceptable Daily Intake): ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことです。体重1kg当たりの量で示されます(mg/kg体重/日)。

### ※参考文献

- ・社団法人日本植物防疫協会、農薬ハンドブック2021年版
- ・農林水産省農薬登録情報提供システム <https://pesticide.maff.go.jp/>
- ・食品安全委員会ホームページ <https://www.fsc.go.jp/>

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】